

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定に基づき、審理員となるべき者の名簿を作成したので、次のとおり公表する。

平成30年5月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

| 審理員となるべき者 | 備考 |
|---|----|
| 1 教育庁総務課総務班長 2 教育庁総務課総務班に所属する職員（副主査及び主事の職にある者を除く。） | |